

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鬼北町は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鬼北町長

## 公表日

平成28年8月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度である。</p> <p>都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合が設置されて保険者となり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と、65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡等に関して必要な給付を行っている。</p> <p>また、保険料は後期高齢者保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療保険広域連合ごとに設定・賦課しており、徴収事務は市町村が実施して後期高齢者医療広域連合に納付を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li><li>・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</li><li>・後期高齢者医療給付の支給に関する事務</li><li>・一部負担金に係る措置に関する事務</li><li>・一時差止めに関する事務</li></ul>
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル、賦課ファイル、給付ファイル、収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年法律第27号） 第9条、第19条及び別表第一（59の項）  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一省令」という。）（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鬼北町町民生活課
②所属長	課長 佐竹 誠
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	鬼北町総務財政課 郵便番号: 798-1395 住所: 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 電話番号: 0895-45-1111
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	鬼北町総務財政課 郵便番号: 798-1395 住所: 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 電話番号: 0895-45-1111
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる